## 【見本】

青都都第67号 令和元年6月●●日

青梅市\*\*\*\*\*\*\*

● ● ● 様

青梅市長 浜 中 啓 一

青梅都市計画生産緑地地区の申出基準日について (通知)

平成29年度の生産緑地法等の改正により、新たに特定生産緑地制度が創設され、生産緑地地区の都市計画の告示日から30年が経過する日(以下、「申出基準日」という。)までに、所有者等の同意を得て、市が特定生産緑地に指定することで、買取り申出ができる期日を10年間延長することができるようになりました。なお、特定生産緑地(生産緑地法第10条の2)の指定を受けないと、税制特例措置がなくなります。

つきましては、あなたが所有する生産緑地は下記のとおり申出 基準日を迎えることをお知らせいたします。

記

番号	生産緑地 地区番号	所在地番	地 積 (㎡)	生産緑地 指定日	申出基準日	備考
1	000	0000	00	1992.11.1	2022.11.1	00
2				1993.11.1	2023.11.1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※上記の記載内容は、市が当時の生産緑地指定申請書等で把握している内容であり、最新の情報ではない場合には、今後の手続きを進める際に、前もって変更手続きが必要となりますことを御承知おきください。

この通知および別添の「特定生産緑地制度に関する地区別説明

会の開催について(お知らせ)」に御参加いただくことなどで、 あなたが所有する生産緑地の今後の取扱いを御家族等で十分検 討しておいてください。

なお、特定生産緑地の指定(法第10条の2)を希望される方は、今後、改めて市から送付(申出基準日の約2~3年前頃)する「特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意確認書」により、農地等利害関係人の同意を得て、青梅市都市計画課に申込みを行っていただくこととなります。

以 上

< 問合せ>

青梅市都市整備部都市計画課計画係 〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1

TEL: 0428-22-1111(内線 2522、2523)

FAX: 0428-22-3508

## (説明書)

- 1 この通知は、生産緑地法第10条の2に規定する特定生産緑地の指定について、 事前にご検討いただくため、土地所有者の方へ、現在所有されている生産緑地の 申出基準日が近く到来することを通知するものです。この通知により生産緑地の 効力を失うものではありません。
- 2 特定生産緑地の指定を受けない生産緑地の申出基準日以降の取扱いについて は、下記をご覧ください。
- 3 特定生産緑地に指定するためには、所有する生産緑地が適正に肥培管理されていることなどの条件があります。肥培管理の文書指導を受けている場合など、特定生産緑地の指定ができない場合があることから、適正な肥培の早期実施をお願いいたします。

「農地等利害関係人」とは…土地所有者(共有者を含む)のほか、土地に関する権利を有する全ての方を指し、抵当権や借地権、小作権等権利の設定がされている場合は全ての方が同意を得る対象となります。

## ※特定生産緑地とは

- ・特定生産緑地(生産緑地法第10条の2)は、土地所有者等の意向をもとに、 市町村が指定をする制度です。
- ・指定された場合、買取り申出が可能となる期日(都市計画決定から30年経過後)が10年延長され、生産緑地としての税制特例措置が引続き受けられます。
- ・10年後は改めて土地所有者等の同意を得て、繰り返し指定期限を10年間延長することができます。
- ・申出基準日を過ぎてからの特定生産緑地の指定はできません。
- ・特定生産緑地の指定は申出基準日前に行いますが、特定生産緑地として効力が 発生するのは、申出基準日以降となります。

## ※ 特定生産緑地に指定しない場合の生産緑地の取扱い

- ・買取り申出を行い、行為制限が解除されなければ宅地等として利用できません。
- ・買取り申出は、申出基準日以降いつでも可能です。
- ・生産緑地として耕作の継続は可能ですが、農地として利用していても、申出基 準日以降の固定資産税は宅地並み課税となります。(5年間で段階的に引上げら れます。)
- ・現在履行中の相続税の納税猶予は継続されますが、申出基準日以降に発生した 相続に関しては納税猶予を受けられません。